

教生学第 834 号

平成 28 年 1 月 6 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の積極的な対応について（通知）

高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応については、平成 21 年 3 月 17 日付け教学健第 1840 号により通知し、各学校において対応いただいているところですが、この度、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、通知します。

については、管内の道立高等学校、中等教育学校及び関係市町村教育委員会に対し周知するとともに、各学校において、先の通知の趣旨や別添の「指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点」を踏まえ、不登校への適切な対応がなされるよう指導願います。

（生徒指導・学校安全グループ）



事 務 連 絡
平成27年12月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管部課長
各指定都市教育委員会指導事務主管部課長
各都道府県私立学校主管部課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
株式会社立学校を認定した各市町村担当部課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において
相談・指導を受けている場合の積極的な対応について

不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、平成21年3月12日付け20文科初第1346号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」において、適切に対応されるようお願いしておりますが、平成26年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における「相談・指導等を受けた学校内外の機関等及び指導要録上出席扱いとした生徒数（国公立合計）」の集計を見ると、指導要録上出席扱いの措置がとられている生徒は「教育支援センター（適応指導教室）」で約11%、「民間団体、民間施設」で約16%にとどまっております。

高等学校における不登校は、中途退学に至るケースも多く、また、いわゆるニート、引きこもりといった社会的問題との関連性も指摘されていることなどから、生徒が学校外の機関で相談、指導を受ける意欲を引き出し、生徒の努力を学校として評価するため、学校や教育委員会は、家庭や関係機関等とより一層緊密な連携を図るとともに、学校復帰による高等学校卒業などの不登校生徒の社会的自立に向けて支援する必要があります。

不登校への対応につきましては、これまでも関係者において様々な努力がなされているところですが、別添を参照し、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対し、都道府県にあっては所轄の私立学校に対し、国立大学法人にあっては附属学校に対し、株式会社立学校を認定した各市町村担当部課にあっては認可した学校に対し、先の通知について一層の周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、別添について不明な点があれば、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

(本件問い合わせ先)
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
生徒指導第一係（石井、板橋、堀越）
電話 03-5253-4111（内線3299）
FAX 03-6734-3735
E-mail s-sidoul@mext.go.jp

(別添)

指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

1 保護者から、学校外での施設において相談・指導を受ける旨の連絡があった場合どのように対応すべきですか。

○ まず、生徒の状況と併せて、利用予定の施設の活動日時や活動内容、交通手段等を確認するとともに、関係通知¹について説明します。具体的には、指導要録上の出席扱いは、生徒の努力を学校として評価し、学校復帰による高等学校卒業などの将来的な社会的自立に向けて支援するための制度であり、科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであることや、履修や単位修得に係る学校としての支援方策等を説明しておく必要があります。

なお、指導要録上の出席扱いとなるかどうかは、施設利用の状況を踏まえて判断すべきものであり、連絡のあった時点で明示できるものではありません。当該施設や保護者から生徒の学習状況等、学校として学習支援や進路把握を行う上で必要な情報が確認できるように、当該施設や保護者と連携・協力していくことが必要です。

2 当該生徒の在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切と判断するときの基準がありますか。

○ 一人一人の生徒の状況や学校、地域の実態が違うため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、生徒の努力を学校として評価し、学校復帰による高等学校卒業などの将来的な社会的自立に向けて支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成することは必要であると考えます。また、既に基準がある場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになるよう基準を見直すことも検討すべきです。

3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

○ 不登校の生徒は、学習が遅れてしまったり、対人関係の構築が難しくなってし

まったりすることがあります。これらのことが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあります。当該生徒の学習等に対する意欲を認めることは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

また、指導要録上の出席扱いとなった不登校生徒に対しては、関係の交通事業者の理解と協力の下、通学定期乗車券制度の適用がなされます。

4 通学定期券の申請のために保護者から出席扱いにすることを求められた場合、留意する点はありますか。

○ 指導要録上の出席扱いは、「要件」を満たした上で校長が学校の設置者（教育委員会等）と十分な連携をとって判断するものですから、保護者の求めにかかわらず、適切に対応することが必要です。しかし、経済的な理由等から交通費の負担軽減のため、通学定期券制度の適用を求めることも理解できます。そこで、保護者に対しては、出席扱いにするためには「要件」を満たす必要があることを十分に説明します。その上で、この出席扱いの趣旨に鑑みれば、定期的、継続的に学校外の施設等で相談・指導を受ける場合については、当該施設や保護者との連携・協力により出席扱いを認めていくことが求められます。

いずれにしても、出席扱いにするに当たっては、学校と保護者の連携・協力が不可欠です。そして、保護者の求めがあっても出席扱いを認めないのであれば、その根拠を明確に示す必要があります。

5 当該施設への通所は、継続していないと出席扱いとは認められないものですか。また、回数が少ない場合はどうですか。

○ 出席扱いの「要件」を満たしているのであれば、生徒の努力を認めるという趣旨からも、継続性がないことや回数が少ないことをもって出席扱いを認めないということは、避けるべきです。例えば、1～数回通所した後に通えなくなるケースもありますが、通所した努力を認めることは、その後の通所回数の増加や学校への復帰の意欲向上につながる可能性があります。よって、通所の継続性や回数ではなく、取組内容等の把握と当該施設や保護者との連携・協力により出席扱いを認めていくことが求められます。

6 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、次のように把握しています。
 - ・当該施設へ1度相談に行った事実はあるが、保護者からその内容等の把握ができなかったため。
 - ・当該施設への通所の事実は把握したが、当該生徒が友人宅から通所し、保護者の連携・協力が得られなかったため。

7 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点がありますか。

- この指導要録上の出席扱いは、科目の履修の認定に当たって考慮される授業への出席とは異なるものであり、科目の履修の認定に当たっては、在籍校における履修要件に照らして適切に行うよう留意する必要があります。このため、当該生徒や保護者、当該施設との定期的、継続的な連絡等を行うことはもちろんですが、学校復帰や進級・卒業に向けた中期的・長期的な視点での支援（履修の要件や認定等を含む。）について話し合う必要があります。

また、指導要録への記載については、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する必要があります。（詳細は関係通知を参照）

〈関係通知¹⁾〉

- ・「不登校への対応の在り方について（通知）」平成15年5月16日
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/021.htm
- ・「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」平成21年3月12日
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/1309943.htm